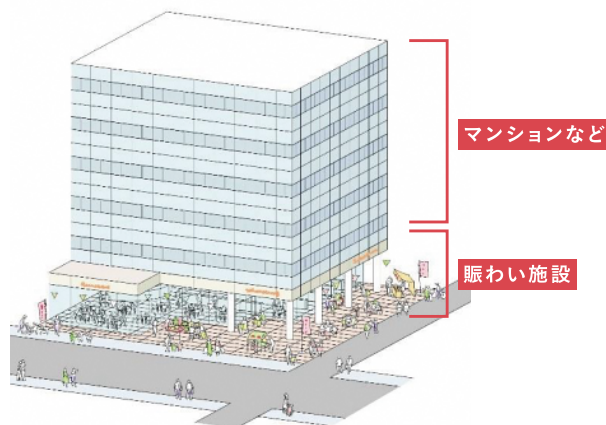


# まちなか再生プロジェクト 財政支援メニューの拡充について

- ✓ まちなか再生プロジェクトの財政支援対象を拡大。
- ✓ **拡充** これまで「過半が賑わい施設」を要件としていたものを、令和6年4月1日から「低層部が賑わい施設」に要件を緩和して支援対象を拡大。

## 拡充：賑わい用途の緩和の目的

これまで取り組んできた施策に加え商業・業務・住居が混在した、まちなか住居についても支援することで、まちなかの賑わいと老朽建築物等の建て替えを促進し災害に強く魅力のある、まちなかを目指します。



まちなか再生プロジェクト ※熊本市中心市街建替促進補助金				
	基本支援	上乗せ支援		【拡充】
	既存	既存		
支援内容	基本支援	スポンジ化対策	敷地統合	まちなか住居・にぎわい創出支援
対象施設	商業、事務所又はホテル等が過半を占める施設			低層階（1～3階以下）に商業、事務所又はホテル等がある施設の商業、事務所又はホテルの部分
補助金算定根拠	固定資産税（建物）相当額			固定資産税（当該部分）相当額
補助金上限額	1,000万円	1,000万円	9,000万円	同左
指定期間	10年間（R2～R12.3.31）			R6.4.1～R12.3.31

※その他にも細かな要検討があります。詳細な内容については下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

熊本市都市建設局 都市デザイン課（本庁II階）

TEL 096-328-2508

MAIL toshidesign@city.kumamoto.lg.jp



まちなか再生プロジェクト

災害に強い上質なまち

誰もが歩いて楽しめる魅力的なまち

いきいきと働けるまち